

一 第4章 職員厚生 一

大雪地区広域連合職員安全衛生管理規程

平成15年9月3日

規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、職員の健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、職員とは大雪地区広域連合職員定数条例（平成15年大雪地区広域連合条例第9号）に規定する職員をいう。

(広域連合長の責務)

第3条 広域連合長は、快適な職場環境の実現を通じて、職員の健康を確保するよう努めなければならない。

(事務局長の責務)

第4条 事務局長は、この規程に定める事項を適切に実施するとともに、職場における職員の安全及び健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するようにしなければならない。

(職員の責務)

第5条 職員は、広域連合長、事務局長及びこの規程により置かれる衛生推進者が、法令及びこの規程に基づいて講ずる職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成のための措置に、協力するよう努めなければならない。

(衛生推進者の設置)

第6条 広域連合長は、法第12条の2の規定に基づき、衛生推進者を1人選任する。

2 衛生管理者は、法第10条第1項に定める業務のうち衛生に係る業務を行う。

(健康診断の実施)

第7条 職員の健康を確保するため、毎年1回以上健康診断を実施する。

(受診義務)

第8条 職員は、指定された期日及び場所において、健康診断を受けなければならない。

い。ただし、他の医師による健康診断を受け、その結果を証明する書面を事務局長に提出したときは、この限りでない。

(健康診断結果の記録の作成)

第9条 事務局長は、第7条の規定による健康診断（前条ただし書の場合の健康診断を含む。）の結果に基づき、個人票を作成し、これを5年間保存しなければならない。

(健康診断の結果報告)

第10条 事務局長は、第8条に定める健康診断を行ったときは、広域連合長に報告するとともに、職員に通知するものとする。

(療養の指示等)

第11条 広域連合長は、前条に規定する報告があった場合において、職員の健康の確保のため必要があると認めるときは、医師の意見を聞き、その意見に基づいて、その者に必要な指示を行うとともに、事務局長にその指示の内容を通知するものとする。

(療養の義務)

第12条 前条の規定による指示を受けた者は、その指示及び主治医の療養指導に従い、療養に専念する等、健康の回復に努めなければならない。

(秘密の保持)

第13条 健康診断の事務に従事する者は、その職務上知り得た職員の秘密を漏らしてはならない。

(適用の特例)

第14条 臨時又は非常勤の職員の健康の確保については、職員に準じて取扱うものとする。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、職員の衛生管理について必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規程は、平成15年9月3日から施行する。